

一般競争入札公告

社会福祉法人黎明会では下記の内容の入札に参加する業者を公募いたします。

1. 件名 社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷
電話交換機更新工事に係る入札
2. 場所 静岡県熱海市西熱海町 1-24-1
社会福祉法人黎明会 熱海ゆとりあの郷
3. 委託内容 詳細は別紙（仕様書）のとおり
4. 募集期間 令和4年4月4日(月)から令和4年4月12日(火)17時まで
募集期間中に入札参加申込書を下記担当者まで提出してください。
(郵送・メール・FAX可)
5. 現場説明会 令和4年4月15日(金) 熱海ゆとりあの郷 13時30分～
※入札に参加する者は必ず出席のこと
6. 入札日時 令和4年4月21日(木) 11時00分
場所 東京都小平市小川町 1-485
社会福祉法人黎明会 法人本部 4階 黎明ホール
入札書は封筒に入れ、封をしてください。
封筒には入札参加者の方の名刺をクリップ留めしてください。
入札価格は消費税抜きで記載してください。
7. その他 納入場所の見学は随時受け付けます。
事前に連絡のうえ来所してください。
仕様書の内容に関する質問はFAXまたはメールでお願いいたします。

担当者

社会福祉法人黎明会 法人本部 長岡

TEL 042-346-6611 (平日 9:00-17:00)

FAX 042-345-5975

メール nagaoka@reimeikai.or.jp

8. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 東京都、神奈川県又は静岡県に契約締結権限がある本店、支店又は営業所があること
- (3) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にないこと
- (4) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること

- ア：役員又は契約を締結する事務所の代表者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」第2条第6号に規定する者であると認められる者
- イ：暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる者
- ウ：役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ：役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与、又は不当に優先的な取り扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ：役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者
- カ：次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人として使用した者

9. 入札に関する説明事項

(1) 入札の方法

- ア：入札書は封筒に入れ、封をし、封書には入札参加者の方の名刺をクリップで留めること。
- イ：入札価格は、「消費税抜き」で記載すること。

(2) 入札の無効

本公告の示した入札参加資格のない者の入札、提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 予定価格

入札に際しては、予定価格を設定する。

(4) 落札者の決定方法

- ア：予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ：第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。
- ウ：入札執行回数は、3回を限度とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合は、第2号に規定する無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

エ：落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(5) 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(6) 公正な入札の確保

ア：入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ：入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ：入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

熱海ゆとりあの郷電話交換機更改工事仕様書

1	工事名称	3
2	工事概要	3
3	工事場所	3
4	工事期間（予定）	3
5	開通日（予定）	3
6	運用開始日（予定）	3
7	見積条件	4
8	施工範囲と工事実施内容	5
8.1	主要工程および実施部門	5
8.2	工事実施内容	5
9	施工条件等	6
10	契約後に必要な提出書類	7
10.1	完成図書関連	7
10.2	その他提出書類	7
11	守秘義務	7

1 工事名称

熱海ゆとりあの郷電話交換機更改工事

2 工事概要

本工事は、熱海ゆとりあの郷に設置している電話交換機の老朽化に伴い、新システムへ更改する工事である。

3 工事場所

社会福祉法人 黎明会 熱海ゆとりあの郷
静岡県熱海市西熱海町 1 丁目 2 4 - 1

4 工事期間

1 ヵ月

5 開通日

工事終了後、切替（開通）

6 運用開始日

切替後、運用開始

7 工事条件

機器仕様

No	項目		
1	冗長構成		一重化
2	停電保障時間		3時間
3	外線	アナログ回線	8回線
4	内線	アナログ内線	28台（既存流用）
5		多機能電話機24ボタン	13台
6		多機能電話機36ボタン（アナログ停電用）	1台
7	その他 ・ナンバーディスプレイ機能		

8 施工範囲と工事実施内容

8.1 主要工程および実施部門

本工事における主要工程と実施部門を下記に示す。

主要工程	実施部門
全体管理 (打合せを含む)	工事施工会社
基本設計	
物品調達	
詳細設計	
工事施工	
運用立会	
教育	
完成処理	
■ 保守 (定期点検含む)	

8.2 工事実施内容

本工事における実施内容を下記に示す。

NO	項目	工程	施工区分
			本工事
1	詳細設計	現場調査	○
2		打合せ 他	○
3		詳細設計資料作成	○
4	工事施工	電話交換機他、機器搬入・設置・試験	○
5		回線 設置・試験	○
6		電話機 設置・試験	○
7		電話交換機データ設定・調整・試験	○
8		ケーブル配線、成端工事・試験	○
9		運用立会	○
10		電話機簡易操作マニュアル作成	○
11	完成図書	操作説明会実施	○
12		工事完成通知関連書類作成	○
13	運用立会	完成図書作成	○
14	保守 (定期点検含む)		○

9 施工条件等

- 工事施工会社は工事着工に先立ち、詳細設計打ち合わせを実施することとする。
- 工事施工会社は危険工程作業がある場合は、該当作業に先立ち、危険工程作業手順打ち合わせを実施することとする。
- 拠点の現場調査を実施できること。
- 拠点における工事は現場状況を鑑み施工すること。特に騒音作業、配線作業については考慮することとする。
- 入居者、職員など第三者と接触する可能性がある場合は警備員を配置するなど安全には十分に考慮することとする。
- 必要であれば1次側電源およびアース線敷設工事を行うこととする。
- また、弱電配線工事も実施するものとする。
- 多機能電話機は新規で準備する。一般電話機は既存を流用するが故障が発生している機器に関しては新規で準備すること。
- 多機能電話機および単体電話機の試験については、全て内線発着信試験、外線発着信試験を行う。外線発着信試験においては、ピックアップ、発信番号通知の確認等も全て実施することとする。
- 運用開始予定日に運用立会を実施する。
- 取扱説明会は、電話機操作について行うこととし、指定日に1回実施する。
- 全ての工程において施工後の工事写真を撮影し、完成図書に含めること。
- 工事施工に当たっては、安全対策として以下を考慮すること
 - ・台車使用時は、機器の大きさに適した台車を使用し、台車の中央に機器を乗せること
 - ・複数の機材を台車で運搬する際は、荷崩れ防止ベルトでほう縛すること
 - ・二重床を開口したまま作業場所を離れる場合は、監視人を配置すること。
 - ・脚立を使う作業は補助者を配置すること。
- 工事に関する詳細は、現場調査で確定すること。

教育要件

- 各種電話機操作の取扱説明書作成及び操作説明を実施すること
- 説明会は指定日に1回実施する。

保守要件

- 定期点検は月 1 回実施する。
- 報告書は都度行い、拠点担当者にサイン、捺印を得て承認を得ることとする。
- 駆け付け時間については、重要度に応じて対応することとする。交換機がダウンする可能性も考慮し保守、営業拠点は静岡県東部にあること。

10 契約後に必要な提出書類

10.1 完成図書関連

完成図書は以下の資料を含めること（書式任意）

NO	提出書類	部数
1	物品一覧	紙 1 部 (製本サイズ：JIS P 0138 による A4 版とする)
2	システム構成図	
3	中継方式図	
4	内線調書	
5	局線調書	
6	番号計画表	
7	機器配置図	
8	端末設置図	
9	端子表	
10	多機能電話機盤面図	
11	機器コンフィグ	
12	工事写真	
13	試験成績書	

※本工事に関連し、上記資料以外に提出が必要と判断した資料については、適宜提出することとする。

10.2 その他提出書類

NO	提出書類	部数
1	一般利用者向け操作マニュアル（様式適宜）	2 部

1 1 守秘義務

- ・本書に含まれる情報は、当法人の所有物であり、秘密保持されなければなりません。
- ・本書は本工事の入札の為に提供されたものであり、いかなる他の目的にも使用又は他に配布してはなりません。
- ・これらの守秘義務に反する者は、この文章の内容を閲覧、又は他に配布することなしに返還しなければなりません。